

①

委託期間満了法人の再選定の方法について（案）

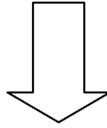
平成23年9月

大阪市 健康福祉局 高齢福祉課

委託期間満了法人の再選定の方法について（案）

①平成21年4月に新設した3地域包括支援センター（加美・長吉・玉出）について、平成24年3月に3年の委託期間が満了する。

→以降の委託法人の選定をどのように進めるべきか



委託期間中求められる基準を達成している法人であれば、法人変更による利用者・地域の不安をおおらないためにも、引き続き運営を委託することが望ましい。一方で、新規参入の機会を不当に奪うことのないよう配慮することも必要である。

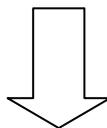
そこで、次のような手続をとりたいと考える。

市ホームページ等を活用し事前の「応募意向確認」手続を行い、現受託法人以外の法人から応募意向が表明された場合は公募手続に入る。

一方で、他法人からの意向がない場合は公募手続の一部を簡略化し、選定部会で審査を行う。

②公募手続に入った場合、地域包括支援センターの運営実績のある現受託法人と、運営実績のない法人との競合になる可能性がある。

→これまでの運営実績をどのように選定評価に反映させるか



より良い運営を促すため、次期選定に際して現受託法人が公募に手をあげた場合、これまでの運営の実績を加減点評価として選定評価に反映できることとする。

ただし、実績評価の反映は、引き続き運営できることとなった法人には、インセンティブとなる反面、他の事業者の参入意欲を減退させ、競争性を阻害する可能性があることにも十分な留意が必要である。

そのため、以下の2つの原則を遵守することが必要である。

ア 実績評価の選定に占める割合は10%程度とすること（競争性の阻害を最小限とするため）

イ 加点だけでなく、要求水準を下回った場合には減点を行うこと（他の候補者との公平性を確保するため）

選定評価の配点（案）

- 新たに公募に手をあげた法人は、100点満点
- 現受託法人が公募に手をあげた場合、前回委託期間の実績については、最大12点を加算するが、一方で、最大7点の減点もある。
- 加算・減点の内容
 - 1. 「平成23年度 地域包括支援センター実態確認」の結果により、

業務別取組み（7項目） → 達成項目1項目につき+1点（最大+7点）

運営体制（8項目） → 未達成項目1項目につき-1点（最大-8点）

※ 業務別取組み（7項目）

- ① ネットワークの構築、②包括的継続的ケアマネジメント、③総合相談、
- ④介護予防ケアマネジメント、⑤認知症高齢者支援、⑥権利擁護・虐待防止
- ⑦センター周知活動

※ 運営体制（8項目）

- ① 職員の適正配置、②必要書類の作成と確実な提出、③専門性の確保、
- ④緊急時の体制整備、⑤苦情解決体制の整備、⑥個人情報の保護、
- ⑦介護予防支援プラン作成制限、⑧中立・公平性の確保

- 2. 「平成21年4月に新設された地域包括支援センターに関するアンケート結果」を選定委員が5段階で評価する。（最大+5点、最小+1点）

+5点	
+4点	
+3点	
+2点	
+1点	